

過去の懲戒処分の実施状況

〔知事部局〕

	処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
1	R6.4.16	減給10分の1 1箇月	東予地方局 一般職員 (50歳代・男性)	平成29年頃から、知人を通じて事業者から、除草作業や運搬作業等を依頼され、これらに約50回従事し、その度ごとに反復継続して酒類を伴う飲食の提供を受けた。また、所属等からの聞き取りに対して、複数回にわたって虚偽報告を重ねた。
2	R6.10.2	戒告	中予地方局 会計年度任用職員 (40歳代・女性)	令和6年4月、実父名義の山林において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反して家財道具等を焼却処分した。
3	R6.11.29	減給10分の1 1箇月	中予地方局 係長級職員 (60歳代・男性)	原付バイクで通勤途中、松山市西一万町付近の信号のない市道交差点付近を直進していたところ、前方を走行していた原付バイクが急に減速したため、急ブレーキをかけたが間に合わず、相手方の原付バイクの後方に接触し転倒させ、全治3ヶ月を要する傷害を負わせた。
4	R6.11.29	戒告	東予地方局 係長級職員 (50歳代・女性)	私用で今治市旭町の交差点を右折しようとしたところ、横断歩道上にいる歩行者に気づき、急制動の措置を講じたが、横断歩行者に自車を接近させたことにより、横断歩行者を驚愕させて路上に転倒させ、全治2ヶ月を要する傷害を負わせた。
5	R7.2.25	戒告	東予地方局 係長級職員 (50歳代・男性) (当時)	通勤のため、今治市常磐町の国道317号線を今治市内方面に走行中、コンビニエンスストア付近において、道路上にいた歩行者と車両の左側前方が接触し、全治4ヶ月を要する傷害を負わせた。
6	R7.7.11	免職	中予地方局 主幹級職員 (50歳代・男性)	令和6年2月20日に入札を執行した急傾斜地崩壊対策工事及び同年3月6日に入札を執行した道路災害防除工事に関し、元県職員に対し秘密事項である直接工事費及び調査基準価格を教示し、公の入札における公正を害した。